

難聴児の補聴器購入費等を助成します。

三条市では、補聴器の装用による「言語の習得」と「コミュニケーション能力の向上」を目的に、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度にある児童の保護者に対し、補聴器購入費・修理費の一部を助成します。必ず購入・修理前に申請してください。

■対象となる児童

次の要件をすべて満たす三条市内に住所がある児童

- ・聴覚障がい身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上または医師が補聴器装用の必要を認めた方で、補聴器の装用により言語の習得等について一定の効果が期待できる方
- ・市民税所得割額が46万円以上となる方がいない世帯に属する方

■助成の対象となる主な補聴器と1台当たり基準額等

	補聴器等の種類	基準額	基準額に含まれるもの
購 入	軽・中等度難聴用ポケット型	53,500円	補聴器本体（電池込）、イヤモールド ※イヤモールドが不要な場合は、基準額から9,500円を減額
	軽・中等度難聴用耳かけ型	55,900円	
	高度難聴用ポケット型	53,500円	
	高度難聴用耳かけ型	55,900円	
	補聴援助システム（受信機）	98,000円	受信機本体
	補聴援助システム（オーディオチュー）	5,000円	オーディオチュー本体
修 理	上記購入対象の補聴器	別に定められた額	※補装具の修理対象となるものに限る。
	補聴援助システム	必要と認められる額	※購入費を超えないものに限る。

■助成の数

原則1つ。ただし、医師が両耳装用の有効性を認めるときは2つまで申請できます。

■助成額

基準額（※）に次の助成率を乗じた額

※費用が基準額に満たない場合は、購入額・修理費に助成率を乗じた額

保護者の世帯	助成率
生活保護世帯・市民税非課税世帯	10分の10
市民税課税世帯	10分の9

■申請に必要なもの

①医師の意見書（指定の用紙があります。） ②見積書 ③マイナンバー（個人番号）

■その他

- ・申請は、必ず購入・修理前にしてください。事後の申請は対象になりません。
- ・再購入は、前回の当該費用の助成を受けてから5年を経過するまで申請できません。
- ・付属品単体（イヤモールド等）での購入費は助成の対象になりません。

三条市難聴児補聴器購入費等助成事業 【手順の流れ】

1 書類の受取り

市役所で「申請書」と「購入等意見書」の用紙を受け取ります。

担当窓口 三条庁舎 → 福祉課 障がい支援係
栄・下田サービスセンター → 総合窓口グループ

2 購入等意見書の作成（必要な場合）

医療機関を受診し、医師から意見書を作成してもらいます。

- ・意見書が必要となるのは次のときです。
 - ①購入 ②本助成を利用せずに購入した補聴器等の修理
- ・意見書を作成できる医師は、身体障害者福祉法による指定医師に限られます。詳しくは、障がい支援係にお問い合わせください。
- ・受診や意見書作成にかかる費用は自己負担となります。

3 見積書の用意

補聴器の販売店に購入等意見書を持参し、見積書を作成してもらいます。

4 市役所へ申請

「申請書」、「購入意見書」、「見積書」を用意し、窓口に出します。

（申請の際は、“個人番号カード”または“個人番号通知カードと本人確認書類”をご持参ください。）



【書類審査】助成の決定または却下について、市からお知らせします。

5 補聴器の購入

市から助成決定の通知が届いたら、見積書を作成した販売店で補聴器を購入します。

- ・購入の際には、届いた決定通知書等を販売店へお持ちください。
- ・助成額を差し引いた分が自己負担額となりますので、販売店にお支払いください。
- ・市の助成額分については、販売店から市へ請求、市から販売店へ振込となります。

【問合せ先】 三条市役所 福祉課 障がい支援係
電 話：0256-34-5408（直通）／0256-34-5511（内線 280）
F A X：0256-35-2150
メール：fukusi@city.sanjo.niigata.jp